

# 議 事 録 要 旨

記載者：谷内 真理子

開催日時	2024年4月2日 18:00 ～ 19:20					
開催場所	新紀尾井町ビル3階 302号会議室 (東京都千代田区紀尾井町4-1 新紀尾井町ビル3F) ただし、木田委員・梨井委員・清水委員・角南委員・劉委員・茂呂委員・本橋委員についてはWebカメラ・音声を利用して勤務先等より参加。					
議題	第12回 ICVS 特定認定再生医療等委員会					
該当性	委員の氏名、所属 (★：委員長、☆副委員長)	性別	設置者との 利害関係	審査対象との 利害関係	出欠	案件ごとの審査等業務への 関与に関する状況
a	木田 泰之 (産業技術総合研究所 創薬基盤 研究部門 ステムセルバイオテク ノロジー研究グループ 研究グル ープ長)	男	無	無	○	全ての審査に参加
b	梨井 康☆ (国立成育医療研究センター研 究所 RI 管理室長・移植免疫研 究室長)	男	有	無	○	全ての審査に参加
c	蓮見 賢一郎 (医療法人社団珠光会理事長、 医療法人社団 ICVS 理事長)	男	本人	有	○	審査については不参加 (利害関係者のため)
c	清水 雄介 (琉球大学大学院 医学研究科 形成外科学講座 教授)	男	無	無	○	全ての審査に参加
c	日下 康子★ (医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 院長、東京クリニッ ク医師、医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニック医 師)	女	有	有	○	審査については不参加 (利害関係者のため)
d	渡部 柳子 (医療法人社団珠光会 蓮見再 生医療研究所東京リサーチセン ター 品質管理責任者)	女	有	有	×	—
d	角南 寛 (琉球大学医学部先端医学研究 センター特命助教)	男	無	無	○	全ての審査に参加
e	石黒 康 (第二東京弁護士会)	男	有	無	○	全ての審査に参加
f	川上 祐美 (上智大学 グリーフケア研究所 非常勤講師)	女	無	無	×	—
g	劉 效蘭 (国際抗老化再生医療学会 執行 理事)	女	無	無	○	全ての審査に参加
h	茂呂 信市郎 (会社役員)	男	無	無	○	全ての審査に参加
h	本橋 敏子 (主婦)	女	無	無	○	全ての審査に参加
※該当性 a：分子生物学等の専門家 b：再生医療等の専門家、c 臨床医、d：細胞培養加工の専門家、e：法律 の専門家、f：生命倫理の専門家、g：生物統計等の専門家、h：一般の立場の者						
陪席 (Web カメラ・音声を使用した陪席も含む)： 蓮見淳 (医療法人珠光会 HASUMI 免疫クリニック医師)						

井島史博（医療法人社団珠光会 蓮見再生医療研究所副所長、CELL Bio Lab 施設管理者） 有浦義明・谷内真理子（ICVS 特定認定再生医療等委員会 事務局）	
評価書を提出した 技術専門員の氏名	(1) 新規審査 骨髄由来間葉系幹細胞治療の提供計画： 善本 隆之（東京医科大学 医学総合研究所 免疫制御研究部門 教授） 線維芽細胞を用いる治療の提供計画： 清水 雄介（琉球大学大学院 医学研究科 形成外科学講座 教授） (2) 定期報告 善本 隆之（東京医科大学 医学総合研究所 免疫制御研究部門 教授）
再生医療等の提供を 行う医療機関の名称	① 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニック ② 医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 ③ 医療法人社団 ICVS 東京クリニック ④ 医療法人美健会ルネスクリニック日本橋 ⑤ 医療法人美健会ルネスクリニック東京
再生医療等提供計画 を提出した医療機関 の管理者等の氏名	① 植田 候平 ② 日下 康子 ③ 蓮見 賢一郎（～2024年3月31日）、蓮見 淳（2024年4月1日～） ④ 平野 敦之 ⑤ 真弓 絵里子
再生医療等の名称お よび計画/受付番号	①医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニック ① 「慢性疼痛緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（静脈投与） （01C2401048） ②慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（局所投与） （01C2401052） ③慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（動脈投与） （01C2401051） ④慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与） （PB3220151） ⑤慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与） （PB3220150） ⑥慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（動脈投与） （PB3220149） ⑦ 「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」（PB3230219）  ②医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 ⑧ 「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」（01C2403016） ⑨慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与） （PB3200097） ⑩慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与） （PB3200143） ⑪慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（動脈投与） （PB3200142）  ③医療法人社団 ICVS 東京クリニック ⑫ 「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」（01C2403017） ⑬慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与） （PB3200141） ⑭慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与） （PB3200140） ⑮慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（動脈投与） （PB3200139）

<p>再生医療等の名称および計画/受付番号</p>	<p>④医療法人美健会ルネスクリニック日本橋  <b>⑩</b>慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）  (PB3230079)  <b>⑪</b>慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与）  (PB3230085)</p> <p>⑤医療法人美健会ルネスクリニック東京  <b>⑫</b>慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）  (PB3230078)</p>
<p>審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を受け取った年月日</p>	<p>審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を受け取った年月日</p> <p><b>①</b>新規申請 2024年2月26日  <b>②</b>新規申請 2024年2月26日  <b>③</b>新規申請 2024年2月26日  <b>④</b>定期報告 2024年3月27日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑤</b>定期報告 2024年3月27日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑥</b>定期報告 2024年3月27日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑦</b>変更申請 2024年3月8日  <b>⑧</b>新規申請 2024年3月11日  <b>⑨</b>変更申請 2024年3月8日  <b>⑩</b>定期報告 2024年2月26日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑪</b>定期報告 2024年2月1日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑫</b>新規申請 2024年3月11日  <b>⑬</b>定期報告 2024年2月1日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑭</b>定期報告 2024年2月1日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑮</b>定期報告 2024年2月1日、変更申請 2024年3月8日  <b>⑯</b>変更申請 2024年3月8日  <b>⑰</b>変更申請 2024年3月8日  <b>⑱</b>変更申請 2024年3月8日</p>
<p>審査の対象となった再生医療等提供計画の概要（新規・変更）または報告の内容</p>	<p><b>①</b>「慢性疼痛緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」  (01C2401048)：新規申請  <b>②</b>「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（局所投与）」  (01C2401052)：新規申請  <b>③</b>「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療(動脈投与)」  (01C2401051)：新規申請  <b>④</b>「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」  (PB3220151)：定期報告および変更申請  ・報告期間 2023/1/4～2024/1/3における提供の状況について報告する。  ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師を追加する。  ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更(本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師の追加)を反映させる。  ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。  ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。  ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。  <b>⑤</b>慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与）  (PB3220150)：定期報告および変更申請  ・報告期間 2023/1/4～2024/1/3における提供の状況について報告する。  ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師を追加する。</p>

審査の対象となった再生医療等提供計画の概要（新規・変更）または報告の内容

- ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更(本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師の追加)を反映させる。
- ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
- ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
- ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑥慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療(動脈投与)(PB3220149)：定期報告および変更申請
  - ・報告期間 2023/1/4～2024/1/3 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更(本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師の追加)を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑦「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」(PB3230219)：変更申請
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、吉松医師・旭爪医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師(吉松医師・旭爪医師・川久保医師の追加)の変更を反映させる。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させる。
- ⑧「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」(01C2403016)：新規申請
- ⑨「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療(静脈投与)」(PB3200097)：変更申請
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更(本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師の追加)を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑩「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療(局所投与)」(PB3200143)：定期報告および変更申請
  - ・報告期間 2023/2/1～2024/1/31 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。

審査の対象となった再生医療等提供計画の概要（新規・変更）または報告の内容

- ⑪ 「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（動脈投与）」（PB3200142）：定期報告および変更申請
- ・報告期間 2023/2/1～2024/1/31 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑫ 「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」（01C2403017）：新規申請
- ⑬ 「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」（PB3200141）：定期報告および変更申請
- ・報告期間 2023/2/1～2024/1/31 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑭ 「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与）」（PB3200140）：定期報告および変更申請
- ・報告期間 2023/2/1～2024/1/31 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。
- ⑮ 「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（動脈投与）」（PB3200139）：定期報告および変更申請
- ・報告期間 2023/2/1～2024/1/31 における提供の状況について報告する。
  - ・「再生医療等を行う医師又は歯科医師」に、本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師を追加する。
  - ・「細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、採取医師の変更を反映させる。
  - ・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。
  - ・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に医師の変更を反映させ、また、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。
  - ・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。

<p>審査の対象となった再生医療等提供計画の概要（新規・変更）または報告の内容</p>	<p>⑩ 「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」（PB3230079）：変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。</li> <li>・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。</li> <li>・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。</li> </ul> <p>⑪ 「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（局所投与）」（PB3230085）：変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。</li> <li>・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。</li> <li>・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。</li> </ul> <p>⑫ 「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」（PB3230078）：変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法」のうち、参考品の保管期間についての文言を一部変更する。</li> <li>・「再生医療等を受ける者及び代諾者に対する説明及び同意の内容」に、3年の追跡調査を行わなくなることに伴う文言の一部改訂を行う。</li> <li>・「再生医療等の提供終了後の措置の内容」につき、再生医療等の提供終了後の3年間の追跡調査については、行わないものと変更するための文言の一部削除を行う。</li> </ul>
<p>結論及びその理由（出席委員の過半数の同意を得た意見を委員会の結論とした場合には、賛成・反対・棄権の数）</p>	<p>1. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの新規提供計画「慢性疼痛緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（静脈投与）」（01C2401048）の審査について ：当該再生医療等の実施を適とする（全員一致） 当該医療機関から提出された再生医療等提供計画および添付書類群を審査したところ、法に定められた再生医療等提供基準を満たしていることを確認できたため。（詳細は、別紙の再生医療等提供基準チェックリストおよびその確認報告書のとおり。）</p> <p>2. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの新規提供計画「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（局所投与）」（01C2401052）の審査について ：当該再生医療等の実施を適とする（全員一致） 当該医療機関から提出された再生医療等提供計画および添付書類群を審査したところ、法に定められた再生医療等提供基準を満たしていることを確認できたため。（詳細は、別紙の再生医療等提供基準チェックリストおよびその確認報告書のとおり。）</p> <p>3. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの新規提供計画「慢性筋骨格系疼痛の緩和を目的とした自己骨髄由来間葉系幹細胞治療（動脈投与）」（01C2401051）の審査について ：当該再生医療等の実施を適とする（全員一致） 当該医療機関から提出された再生医療等提供計画および添付書類群を審査したところ、法に定められた再生医療等提供基準を満たしていることを確認できたため。（詳細は、別紙の再生医療等提供基準チェックリストおよびその確認報告書のとおり。）</p> <p>4. 医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の新規提供計画「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」（01C2403016）の審査について ：当該再生医療等の実施を適とする（全員一致） 当該医療機関から提出された再生医療等提供計画および添付書類群を審査したところ、法に定められた再生医療等提供基準を満たしていることを確認できたため。（詳細</p>

<p>結論及びその理由  (出席委員の過半数の同意を得た意見を委員会の結論とした場合には、賛成・反対・棄権の数)</p>	<p>は、別紙の再生医療等提供基準チェックリストおよびその確認報告書のとおり。)</p> <p>5. 医療法人社団 ICVS 東京クリニックの新規提供計画「自己培養線維芽細胞を用いた皮膚の再生治療」(01C2403017)の審査について  : 当該再生医療等の実施を適とする(全員一致)  当該医療機関から提出された再生医療等提供計画および添付書類群を審査したところ、法に定められた再生医療等提供基準を満たしていることを確認できたため。(詳細は、別紙の再生医療等提供基準チェックリストおよびその確認報告書のとおり。)</p> <p>6. 医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(局所投与)(PB3200143)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (提供する再生医療等の安全性および科学的妥当性に問題ないと結論づけた医師の報告は、詳細なデータに基づき、適切に報告がされていたため。)</p> <p>7. 医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(動脈投与)(PB3200142)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>8. 医療法人社団 ICVS 東京クリニックの提供計画「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(静脈投与)(PB3200141)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>9. 医療法人社団 ICVS 東京クリニックの提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(局所投与)(PB3200140)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>10. 医療法人社団 ICVS 東京クリニックの提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(動脈投与)(PB3200139)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>11. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの提供計画「慢性疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(静脈投与)(PB3220151)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>12. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(局所投与)(PB3200150)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p>
--	--

<p>結論及びその理由  (出席委員の過半数の同意を得た意見を委員会の結論とした場合には、賛成・反対・棄権の数)</p>	<p>1 3. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの提供計画「慢性筋骨格系疼痛緩和を目的とした自己脂肪由来間葉系幹細胞治療」(動脈投与)(PB3200149)の定期報告について  : 当該再生医療等の継続を適とする(全員一致)  (医師の報告は、適切に報告がされており、当該再生医療等を必要とする患者が希望した場合は当該再生医療等を実施することを確認したため。)</p> <p>1 4. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの④～⑥の提供計画、医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の⑨～⑪の提供計画、医療法人社団 ICVS 東京クリニックの⑬～⑮の提供計画、医療法人美健会ルネスクリニック日本橋の⑯⑰の提供計画、医療法人美健会ルネスクリニック東京の⑱の提供計画について、参考品の保管期間を一部変更する審査について  : 当該再生医療等提供計画の変更を適とする(全員一致)  (変更の審査を行ったところ、合理的な内容であると判断したため。)</p> <p>1 5. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの④～⑥の提供計画、医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の⑨～⑪の提供計画、医療法人社団 ICVS 東京クリニックの⑬～⑮の提供計画、医療法人美健会ルネスクリニック日本橋の⑯⑰の提供計画、医療法人美健会ルネスクリニック東京の⑱の提供計画について、3年の追跡期間を定める一文の削除を内容とする変更申請の審査について  : 当該再生医療等提供計画の変更を適とする(全員一致)  (変更の審査を行ったところ、合理的な内容であると判断したため。)</p> <p>1 6. 医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの④～⑥の提供計画については本庄医師・吉松医師・旭爪医師を、医療法人社団珠光会 HASUMI 免疫クリニックの⑦の提供計画については吉松医師・旭爪医師を、医療法人社団 ICVS Tokyo Clinic V2 の⑨～⑪の提供計画および医療法人社団 ICVS 東京クリニックの⑬～⑮の提供計画については本庄医師・吉松医師・旭爪医師・川久保医師、を実施医師追加に追加する旨の変更審査について  : 当該再生医療等提供計画の変更を適とする(全員一致)  (変更の審査を行ったところ、合理的な内容であると判断したため。)</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>